

(要約)

清代官員の裁判と刑罰—官員犯罪に対する諸問題をめぐって—

趙崧

序章

本論文は、中国の清代において、官員犯罪に対する懲戒および刑事裁判が持つ法的意味と、裁判の各段階での手続、実際に刑罰を執行しない「贖」のあり方を明らかにすることを目的とする。

清代の裁判制度について先行研究では、一般人が犯した犯罪が官僚制でどのように扱われるかという問題を検討するものであって、官員が犯した犯罪そのものが官僚制の中でどのように扱われるかについては触れていない。しかし、前近代中国における「刑は大夫に上らず」という観念から実刑回避のために登場した懲戒処分と、成文法における官僚を優待する規定の存在を考慮すると、官員犯罪の対処あるいは犯罪官員に対する「罰」には、平民と異なるところが明らかに存在すると思われる。官員犯罪の裁判手続を考察することの重要性、および官員犯罪の裁判手続の考察にあたって、「裁判の内実」「定案までの審理過程」「監候死刑の秋審」「裁判後の刑罰の執行」の四つの見地から行うことの必要性を提示する。

そこで本論文では、当時の裁判実務のなかで、「裁判体系の構成」「定案までの審理過程」「監候死刑の秋審」「裁判後刑罰の贖」の四点を切り口として官員犯罪の裁判手続を考察する。

第1章 清代官員の懲戒と刑事裁判について—懲戒処分と刑罰の関係—

本章では刑罰と懲戒処分は二つの異なるシステムの存在と、両方の強い関連性を明らかにすることで、次章以降で具体的な裁判や刑罰の問題を論じるための基礎とする。

唐代において五刑体系に属する除免や官当とそれに属さない罰俸は、いずれも実刑回避という特徴があり、そのためこれらは刑罰と区別して懲戒処分と呼ぶことができる。しかし、除免や官当は五刑体系に依存することから、刑事裁判から独立した内容を有しておらず、独立して行われる懲戒処分ではない。また、罰俸などは考課制度との間に一定の関連性があり、唐律からは独立した懲戒処分であるものの、特別な準拠規範や手続を欠くことから、懲戒処分が行われる懲戒自体が独立した制度として存在することはまだなかった。

唐代の考課制度と同様に、明代には考満・考察という官僚の業績を審査する制度（両者を併せて「考功制度」と呼ぶ）が実施されていた。官員は公罪を犯した後、受けた刑罰は記録されて考功の際にそれに応じた懲戒処分が適用される。一方、考察は官員の能力・資質に基づいて直接的に懲戒処分を決定するものである。官員不正の対処方法として、刑罰だけでなく懲戒処分も存在し、考功制度を通じて両者が結びついていたことを窺わせる。明代には罰俸・降格・革職などの懲戒処分が存在したが、罰俸を除く後二者は五刑制度に依存するか考功制度に依存しており、これらは独立した地位を持つとは言い難い。

要するに、唐代でも明代でも懲戒処分と刑罰は自明のことではなく、懲戒処分は唐・明律ともに刑罰制度に強く依存しており、独立した手続ではなかった。刑罰は公・私罪によってそれぞれ懲戒処分に転化させることができ、懲戒処分の一部は刑罰の派生物であった。

特に明代においては、公・私罪の概念自体が明確ではないほか、皇帝の個別判断が存在したことから、実際には刑罰も懲戒処分も必ずしも明律に則って行われておらず、両者を媒介する規則もなかった。

律以外に、考功制度もまた懲戒処分の由来の一つになっていた。考功の評定基準が活用されると、それによる懲戒処分の実務も積み重ねられ、そうした方法が律から自立して刑罰との並列状態を生み出した。しかし、特別な手続もなく両者の関係も明確にされていないため、曖昧な状態を現出することになった。その結果、個別の懲戒処分は行われていたが、それを全体的に統括する形での制度化は実現しなかった。

そもそも明代では、懲戒処分は刑罰を策定した後に付加されるものと、刑罰から転化した代替的処遇とが混同されていたが、清代では一転して単独の懲戒処分の姿が登場した。とはいえ、専門的な懲戒処分をめぐる準拠規範がない限り、利用可能な唯一の規範的参照体は律例である。しかし順治期以降の処分とは、事案ごとの実践と処分例のある程度の蓄積を通じて清代懲罰制度の一手続として確立したもので、またそれは刑罰を科す刑事裁判と並置されたと見なすことができる。

そして時が経つにつれ、処分例を含む条例が増えてき、様々な定例が錯綜した状態であることが分かる。律例と処分則例とはある程度分離しており、また処分する際に律例より処分則例のほうが優先されていた。乾隆期以降、刑事裁判と処分の実務、および律例と処分則例の改正という点で、刑部と吏部に代表される二つのシステムは互いに独立して運営されている。

さらに元々律例に存在する公罪と私罪の概念で、刑罰との関係で使われていたものである。乾隆期以降、処分則例に導入された公罪・私罪の概念は、前者のような機能と異なり、刑罰と懲戒処分という二系統に分けられる。

このように、清代では、明律を継承するも新しい体系を模索して処分例を整備することから始まり、処分則例の成文化とともに膨大な処分体系が構築された。懲戒処分と刑罰との融合および衝突は、懲戒の準拠規範たる処分則例と律例の間において先鋭化した。康熙期には二つはまだ分離していたが、雍正期には刑罰と懲戒処分の換算を介して結合された。そして乾隆期以降、処分則例の独立した地位が確立されたことで、両者は次第に離れていったのである。

第2章 官員犯罪の裁判手続—清代督撫による「参案」に着目して—

本章では、清代の官員犯罪事案における地方の審理手続を分析する。

まず、裁判手続の開始において、平民とは異なり、官員に対しては皇帝に弾劾を要請する「参」という手続が行われなければならなかった。裁判がどのように始まるかについて、人々からの訴えがある場合と、公権力が自ら事案を探知する場合が存在する。滋賀秀三氏は、裁判が開始する際にその事案が訴えによるか否かにより、大きく「訟案」と「訪案」とに区分する。こうした区分を踏まえれば、不正官員を皇帝に弾劾する「参」で裁判が始まる事案を「参案」と呼ぶ分類法も可能である。そして、督撫の下級官員への「参」は、一連の裁判手続の始まりであった。

参案とは「参」に基づいて開始される事案であるが、省内上司が下僚の不正行為を探知する手法は、主に「揭」「訪」「控」の三種が存在した。「訪」は、処分則例に基づく上司の業務内容として、主体的に下僚の不正行為を知るための手法である。一方、「控」は、官員以外の平民が不正官員について当該官員の上司に訴える手法であり、上司は受動的に情報を得ることになる。上司は、「訪」であれ「控」であれ、不正行為の存在を知った後、

処分則例の規定に従って、詳文や稟文による「掲」という手続でより上位の上司に報告しなければならず、そうした報告の省内での最終的な受け手は督撫となる。

そして督撫は、題本（題参）や奏摺（奏参）で不正官員を皇帝に弾劾する。こうしたことは官員の不正行為を発見するメカニズムとなるもので、最終的には督撫の弾劾に根拠を与え、参案の裁判手続の始まりとなった。ところで、題参にせよ、奏参にせよ、明確に革職を求める場合以外、督撫の弾劾には不正官員に対して想定される処遇に及ぶものではなく、その意味で科すべき刑罰の原案たる定擬内容が含まれる形となる覆審制における上奏とは根本的に異なるものである。

こうして見ると、参案で弾劾された官員が吏部で処分されるのか、刑事裁判に入るのかは、事実上、督撫が弾劾する時点でほぼ決まっていたこととなる。督撫が懲戒処分のみを求めている場合（革職のみを求めている場合を含む）は、懲戒処分の枠内での対応にとどまった。一方、督撫が処分以上のことを求めてくると、刑事裁判が行われることになった。それでは本来、懲戒処分の中で最上位の処遇である革職は、刑事裁判において裁判の前置手続として位置づけられていた。ただし、革職が裁判の前置手続である場合、直後の措置は解任となる。こうした裁判の前置手続として、「銜」を剥奪するか否かという区別は、恐らく官員が裁判に巻き込まれる度合いの違いが反映される。

皇帝の諭旨は、犯罪官員を革職として督撫に審理させるというものであったが、このうち革職の部分は吏部が行い、裁判の部分は中央から督撫に咨文を出して行なわせるものであった。すなわち、裁判の直接的な主宰者は各省の督撫である。

官員に対する裁判手続は、ある意味で覆審制の一形態ではあるが、少なくとも以下の理由から特殊な形式と見なす必要がある。

第一に、官員犯罪の裁判においては、最初の掲・訪・控の手続は督撫以下で行われたかもしれないが、裁判の開始は、督撫の皇帝への弾劾からであり、その出発点は督撫であった。その後、中央は督撫に裁判を担当するように命じるもので、最初から省内における裁判の直接的な主宰者が決まっていた。これは必要的覆審制で見られる各種手続のどの類型にも合致しない。

第二に、そもそも必要的覆審制では、事案をどこで裁可して完結できるかによって、督撫・刑部・皇帝に分けられ、一般に皇帝が裁可するのは死刑の場合だけである。一方、官員を裁判する場合は、刑罰で区分されることはなく、すべてが皇帝の裁可に委ねられていた。つまり、裁判が始まった官員の事案はすべて、想定される刑罰の重さや人命事案かどうかにかかわらず、官員犯罪の裁判の完結は、刑罰の重さにかかわらず、すべて皇帝が裁可することでなされるべきものであった。

第三に、滋賀氏は、州県自理で処理できない事案は上司にもたらして覆審をしなければならないと考え、そうした手続を「必要的覆審制」と名付けた。しかし、官員裁判の手続としてはただ一つだけである。そして、通常の裁判では関与しない布政使が、官員の裁判においては通常の参加者として含まれており、このことも従来の「覆審制」とは大きく異なっていた。

官員の裁判で行われている手続について、刑罰の重さや事案の内容にかかわらず、すべて皇帝まで上申されなければならないという特徴からすれば、これも滋賀氏の言う必要的覆審制の一形態として考えることもまた可能ではあろう。しかしその「必要性」とは、想定される刑罰の重さや犯罪行為の類型に由来するものではなく、犯罪者が官員であることから導かれるものであった。

他方、そうした覆審は、官僚組織内の「官は官を庇う」という習慣に対する不信感も影響している。こうして官員の犯罪を慎重に審理するため、刑罰の重さにかかわらず、必ず

皇帝まで上申されることとなった。その意味で、官員裁判は最も精緻な覆審手続が行われていたとも言える。

第3章 清代秋審における官犯—乾隆・嘉慶期を中心に—

本章では、死刑相当の官員犯罪について、秋審における諸手続を手がかりにして、官犯が秋審でいかに扱われたかについて解明する。

すでに多くの先行研究が明らかにしたように、秋審とは各省に監禁される監候死刑犯について、その死刑の執行や減刑の可否を定める手続である。その結果として、情実（執行する）・緩決（監候のままにとどめ、翌年の秋審で再度判断する）・可矜（減刑する）の三項に分類されている。また、情実の場合には勾決という手続を経て、予勾（執行）と免勾（監候のままにとどめ、翌年の秋審にかける）に分別して実際に執行するか否かが判断された。ところで、犯罪官員が裁判される場合であっても、死刑を科すことは上記の手続に則って進行し、例外は原則的にあり得ない。

秋審において、皇帝が招冊を査閲するといっても事前・事後に一部を閲覧したに過ぎなかったのであろうが、少なくとも招冊の導入は、九卿会審のためだけではなく、皇帝による随時の事案査閲を容易にする効果があった。乾隆十四年の秋審の際、諭旨を下して官犯の緩決事案を見直すように命じたことで、官犯についての制度改革が開始されることとなった。ここでは、「官犯冊」というカテゴリーを導入して招冊の構成を変えたのであるが、このことがその後の一連の制度改革の嚆矢となった。

ここでは初めて犯罪者の身分に応じて官犯を常犯と区別しており、そのことは招冊の元の構成とは異なるものである。官犯の件数はそもそも多くないので、緩決・情実を問うことなくすべて一冊に集約させることができる。尋常の命盗事案は通常の手続に沿って処理される一方、官犯をそこから分離させることで、皇帝が審査にかける労力を軽減し、官犯事案の検討に集中できることとなった。

一方、乾隆二十二年の楊灝、乾隆二十三年の高聯登、乾隆二十七年の程嘉蓄の事案からわかることは、緩決に定擬した督撫は例外なく全員が懲戒処分の対象とされていることである。一方、三法司・九卿については、楊灝の事案では緩決のままに定擬したために懲戒処分を受けたのに対し、高聯登と程嘉蓄の二つの事案では、情実に定擬を改めたお蔭で皇帝から叱責を受けていない。

刑部はこうした状況より、緩決が不当とされた場合は皇帝から処分を受けるのに対し、情実が過酷であった場合でも、皇帝が勾決の場でそれを調整できると考えていたのではないだろうか。ここから、官犯をすべて情実と定擬し、皇帝からの非難を避けるという対応が選択されることとなった。

官犯に対する秋審の手続については、いくつかの時点に分けることができる。まず、九卿会審で扱うべき事案は、「秋審截止日期」以前の各省から正式に報告してきた事案と、秋審截止日期以後の趕入の事案について、督撫の趕入(①)と刑部の趕入(②)という二種類から構成される。秋審截止日期前に中央へ纏めて報告した事案や、截止日期後に趕入とされた事案は、官犯冊に入れられ、常犯冊・服制冊と共に会審で処理される。趕入すべきなのに趕入が間に合わなかった事案については、各省からの事案の定案が勾決より前の時点であれば、招冊を別途作成して九卿に配布して処理することも可能である(③)。ただし、それは勾決日より前に定案された場合に限られる。そして、趕入すべきでない事案

や勾決日を超えた事案は、一般には翌年の秋審に回すものの、冬至前の事案でなお当該年度での執行が必要な場合には「補疏具題」が用いられた(④)。

乾隆帝は、監候死刑の官犯に適切に対処するため、監候から立決に改めることや趕入など、手続的要素で刑罰を加重する選択肢を有していた。しかしこれらの選択肢のみでは、乾隆帝の犯罪と刑罰の均衡へのこだわりを満たすにはまだ不十分で、趕入の強化たる「補疏具題」がさらなる選択肢として創出された。この手法は汚職による情実で品級の高い官犯事案に限定して適用されたものであり、官犯の場合が一般人よりさらに厳密に対応することを反映したことの一つである。

続いて官犯は、その数の少なさと「官犯冊」の導入により、専ら皇帝の個別対応によってこうした差等化の実現が可能であった。官犯冊が導入される以前においても、秋審において皇帝が官犯を個別判断した場合がすでに存在した。このような個別判断のもとで官犯は、常犯に対して用いられる情実(さらに予勾と免勾とに細分化される)・緩決・可矜・永遠監禁のほか、むしろ官員の身分を有していたことを考慮して、常犯にはない釈放や軍台効力、法定刑として執行されない自殺といった特別な対応を受けることもあった。また官犯の減等は皇帝の個別判断の下に置かれ、その意味でその他の人犯と比べてより厳格に対応された。つまり官犯冊の導入は、そのような特別な対応を皇帝が選択することについて、ある程度まで容易にする効果をもたらした。

秋審の過程で皇帝は、固有の手続にとらわれずに個別判断で対応することが可能であったことから、特に重視する官犯は、常犯とは異なる扱いを受けることになった。皇帝の個別判断は、一方では手続上の差等を生じさせ、他方で刑罰上の差等を生じさせている。常犯においても皇帝の個別的な注意を引き、処遇が変更されることがあったかもしれないが、その頻度や幅は官犯とは比べものにならない。その結果、官犯は加重にせよ減等にせよ、その処遇は秋審にける常犯が受け得る範囲や限界を超える場合があった。その意味で、官犯の秋審は、常犯に対する死刑の再審理と同じではなく、監候死刑の官犯に対する皇帝による一からの再審に近く、よってその秋審自体が監候死刑の執行・不執行の決定という機能に限定されないものであった。

第4章 刑は大夫に上れるか—官員に適用される「贖」の展開—

本章では、官員の刑罰執行について検討する。

官員に対しては、笞杖刑や刺字を与えることが適切ではないことになった。しかしながら、官員には笞杖刑が適用されないのであれば、それに該当する場合にはどのような刑罰が科されるのか。前近代中国の法制において、犯罪者の身分に応じて労役や金銭・物品を納めることで罪あるいは刑罰を相殺する「贖」が存在した。例えば明代の官員が笞杖刑を受ける場合、贖によって実刑を免れた。そして、明代の影響を強く受けた李氏朝鮮時代でも、官員の笞杖刑は金品を納入して原則的に実刑を免除された。一方、清代が前代と異なる特性の一つは、実刑中心の刑罰運用であり、そのことは贖の運用にも多かれ少なかれ変化がもたらされたであろう。また、第一章で述べたように、雍正三年の律例以降、官員が受ける笞杖刑と懲戒処分との換算が規定され、実刑の代替として懲戒処分が科されることになった。清代の官員裁判においては、笞杖刑の場合は贖を経ずに、懲戒処分に転換されることから実刑はすでに回避されたが、徒刑以上が実刑として執行されたかどうかについては不明点があり、後者については贖との関係がいかなるものであるかは興味深い問題である。

清代の贖法には、律例上に規定されるものとして、「納贖」「収贖」「贖罪」の三種類

があることが知られている。明律において「納贖」は固有名詞ではなく、広義では何かを納付して贖うことを示すもので、すべての贖法を包み込んだ「納贖諸例図」という附載図表が存在する。そして、狭義の納贖を定める準拠規範としては名例律「五刑」条の「問刑条例」が存在する。これは、幾つの身分を列挙しながら、文武官員を含むほぼすべての身分の者を包含するという納贖の制度的根拠である。

順治期から康熙期における贖に関する変化を概観すれば、どのような刑罰が納贖できるかについては、律例の規定に沿わない形で短期間に何度も変更された。律例として見た場合でも、律文と定例が矛盾し、実質的な効力を持つ条例が律文を否定することとなり、それにとって代わる場合も存在した。定例は条例編纂の重要な素材であり、康熙期には実際には定例のみで条例はまだ形成されていなかったことを考えると、定例は律文より有効であったと言える。すなわち、康熙期までは律例の改正作業が完成しない一方、贖を規定する定例が順次施行されたことで、律例（ここでは特に律文）により構築された贖の制度的な様相が大きく変化したのである。そのためこの時期は、「定例で律例を破る時期」と言える。

康熙期の定例と雍正期の条例を比較すると、官員の納贖に関する刑罰には大きな変化はないものの、異なる点が二点ある。第一に、雍正三年の律例では、康熙期の定例を初めて律例体系に取り入れたことである。その概要は、汚職を除いて、官員が雑犯死罪以下を犯した場合、雑犯死罪以下すべてが納贖できることを規定する。そしてこの扱いは、官員が革職された後に再び上記のような罪を犯した時にも適用された。第二に、雍正三年の律例の「文武官犯公罪」・「文武官犯私罪」条では、笞杖刑は革職までで相殺するという原則が定められたことから、このいわゆる「革職したら余罪がある〔革職有余罪〕」場合は少なくとも二種類存在することである。一つは、笞杖刑より上の徒刑以上を指す。もう一つは、杖刑以下であっても、律例あるいは処分則例により、刑罰を論じる前にすでに革職に該当する場合である。ゆえに、納贖できる雑犯死罪以下のものとは、実際に革職した上で残った笞杖刑部分と徒刑以上の部分（余罪部分）が合わさったものである。

清代前半における官員に対する納贖の適用に関する規定は、嘉慶六年までに何度も改訂され、適用範囲も変更された。笞杖刑の場合、少なくとも納贖の実施についての制度的な余地は存在した。一方、嘉慶六年の条例改正は、清代の納贖に対して根本的な変化を与えるものであり、それは清末まで続いた。

捐贖の制度化の基礎は乾隆元年の上諭で築かれたが、それは常に「定例」の形でしか存在しなかった。嘉慶期に至っても、やはり『贖罪処底檔』が示すように、それぞれの事案において乾隆元年三月の上諭などが引用されていた。結局、捐贖とはそうした個別事案に対する個々の上諭によって示されるに過ぎず、そうした上諭しか法的根拠を提供するものが存在しなかったのである。捐贖の出現は、少なくとも乾隆期までの納贖の制度的基礎を揺るがすものではなかった。いわゆる競合の実態は、捐贖が納贖以外のもう一つの選択肢であることの表われであり、捐贖の存在が必然的に納贖を代替・否定することになるとは限らなかった。上記の事例のように、納贖の規定自体が適用の可能性を示しているに過ぎず、実際に適用するかは全てが皇帝の個別判断に依存していた。そのため、適用対象に該当した場合の申請であっても必ずしも認められるとは限らず、逆に該当しない申請が必ずしも拒否されるとは限らなかった。もし「競合関係がある」と称するのであれば、それは個別事案を判断する皇帝の頭の中において生じるものであった。

また、乾隆期において効力贖罪は、徒刑から発遣までの広い範疇に相当するものとして、新たな刑罰のカテゴリーとして創出されたと思われる。効力贖罪の内容は通常発遣と同じではないが、発遣の外形をとっている。このように、効力贖罪や捐贖が制度的な外形を

持ち得たのもこの時期である。

しかしながら、律例上、制度的な外形を維持していた納贖は明確に廃止されるには至らなかったが、実際には効力贖罪や捐贖の使用により納贖の適用範囲が狭まり、納贖制度は徐々に変質していった。この変質がいつ頃から始まったのかを正確に判断することはできないが、乾隆五年と嘉慶六年がそれぞれ一つの明示的な転機であるとするれば、その間の六十年間、つまり乾隆帝の時代に生じた。

終章

清代では、官員の不正行為を処理するために、刑事裁判と処分の二つの制度があった。

この二つの制度は、律例と処分則例という二つの準拠規範に基づき、導き出す処遇も刑罰と懲戒罰に分けている。刑部による刑事裁判と吏部による処分という形で、その役割分担は明確であり、それぞれが自分の権限の範囲内で実施し、最終的には皇帝の裁可によって確定した。

皇帝にとって、犯罪官員である官員の地位はより注意を払う必要があるものであったが、犯罪官員の数が平民より少ないことはその実施を可能にするものであった。皇帝が個別に関与する以上、犯罪官員にとって、裁判の過程も最終的な判決も、「厳しい」あるいは「軽い」といった傾向が生じることにはならなかった。理論的には、皇帝は最高権力者であるから、犯罪の官員だけでなく、犯罪の平民に対しても無制限に調整することができたかもしれない。しかし平民の犯罪者の絶対数の多さからして、それは現実的には不可能であった。その点、犯罪官員は、官員身分を有したゆえに、良くも悪くも一般の犯罪者よりも皇帝から注意が向けられることとなった。同時に、犯罪官員に対する多くの措置が創出されたことで、通常の犯罪者よりも多くの選択肢を得ることができた。